

改定案(令和7年10月版)		現行(令和7年版)		改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	
第1章	総則	第1章	総則	
第102条	用語の定義	第102条	用語の定義	
	32. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。		32. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを活用し、「指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出」を行う場合は、記名がなくても有効とする。	【国に準拠】 活用し→用いて作成し
第133条	安全等の確保	第133条	安全等の確保	
	1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達令和7年3月)を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 (2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建設大臣官房技術参事官通達昭和62年3月30日)を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。		1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達)を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 (2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建設大臣官房技術参事官通達)を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。	【国に準拠】「令和7年3月」を追記
	2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り地質・土質調査業務実施中の安全を確保しなければならない。		2. 受注者は、必要がある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り地質・土質調査業務実施中の安全を確保しなければならない。	【国に準拠】必要がある場合→特記仕様書に定めがある場合
	5. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号令和元年9月2日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。		5. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示)を遵守して災害の防止に努めなければならない。	【国に準拠】「第496号令和元年9月2日」を追記
第6章	解析等調査業務	第6章	解析等調査業務	
第602条	業務内容	第602条	業務内容	
	2. 計画準備			【国に準拠】 項目追加
	業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、調査計画の立案及び業務計画書の作成を行うものとする。			【国に準拠】 項目追加